

2023年も残すところあとわずかとなりました。皆様にとって今年はどうな年だったでしょうか？ここ数年コロナ関係の話題が多く、心から楽しめなかった年末年始が続きました。ようやくコロナ前に戻ってきたお正月、ゆっくりお過ごしくださいね。それでは今年最後のミニミニ通信張り切ってお伝えします。

### 《健康診断について》

事業者が労働者を雇用するにあたり課せられているものはいろいろありますが、健康診断もその一つです。健康診断には一般健康診断(一般従業員向け)と特殊健康診断(有害業務従事者向け)がありますが、今回は一般健康診断についてお伝えします。安全衛生法には、「事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより医師による健康診断を行わなければならない」とされています。一般健康診断の種類や実施時期などは下記のようにになります。

一般健康診断種類	対象者	実施時期	その他
1 雇入れ時の健康診断	常時使用する労働者	雇入れ時	労働者が雇入れ前の3か月以内に健診を受けその結果を会社に提出した際は行わなくてよい
2 定期健康診断	常時使用する労働者(特定業務従事者除く)	1年以内ごとに1回、定期的に	健診項目のうち、医師が不要と認めた項目は省略可
3 特定業務従事者健康診断 *	一定の有害業務に常時従事する労働者	配置替え時 6か月以内ごとに1回、定期的に	健診項目は定期健康診断と同じため定期健康診断は行わなくてよい
4 海外派遣労働者健康診断	海外に派遣する(した)労働者	海外に6か月以上派遣する際、派遣後	健診項目は定期健康診断と同じだが、医師が必要と認める項目については行わなくてはならない
5 給食従業員の検便健診	給食の業務に従事する労働者	雇入れ時 配置替え時など	検便による健診は定期的に行う必要はない

\* 特定業務に該当するもの(一部抜粋) ◇高熱物体を扱う業務および著しく暑熱な場所における業務 ◇低温物体を扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務 ◇ラジウム放射線、X線

